

大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室教育コーディネーター細則

令和3年2月22日制定

令和3年細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室細則（令和3年細則第2号）第5条第2項の規定により、大分大学教育マネジメント機構教学マネジメント室教育コーディネーター（以下「教育コーディネーター」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 教育コーディネーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育内容及び教育方法の改善に係る企画、立案及び実践に関すること。
- (2) 教育効果の検証及び教育成果の活用に関すること。
- (3) 教員の教授能力の向上に関すること。
- (4) 教育改善に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 教育改善に係るプロジェクトの推進に関すること。
- (6) その他教育改善及び教育機能の向上に関し必要な事項

(選考)

第3条 教育コーディネーターは、高等教育全般及び専門分野の教育に対する見識を有する教員のうちから、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大分大学において教養教育に関係する教員のうち、機構長が指名する者
- (2) 学部又は研究科の教員であって、次に掲げるものうちから機構長が指名する者
 - ア 大分大学教育学部自己評価委員会の委員
 - イ 大分大学経済学部及び大学院経済学研究科自己評価委員会の委員
 - ウ 大分大学医学部評価委員会の委員
 - エ 大分大学医学部医学教育評価委員会の委員
 - オ 大分大学理工学部自己点検及び評価委員会の委員
 - カ 大分大学福祉健康科学部自己点検及び評価委員会の委員

(任期)

第4条 教育コーディネーターの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、教育コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される教育コーディネーターの任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。